



まちづくりだより

第一整備地区

第50号

土地区画整理審議会の開催結果について

第29回相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会を以下のとおり開催しました。

第29回 土地区画整理審議会

日時：令和6年5月20日（月）13時から16時30分まで

会場：エコパークさがみはら（相模原市立環境情報センター）

議題：換地設計（案）に関する意見書の対応について（諮問）
先行住宅地街区の仮換地指定の変更希望について（諮問）



上記2件の諮問事項についてご審議いただいた結果、換地設計（案）に関する意見書の対応方針（案）に対して、「換地変更を検討した結果として、意見に添えない可能性がある旨を通知に記載すること」との附帯意見を付けた上で、原案に異議がない旨の答申をいただきました。

なお、換地設計（案）に関する意見書を提出された地権者の方に対して、順次、対応方針をお知らせしているところです。

会議結果につきましては、後日、市ホームページに掲載いたします。

除草業務委託の契約について

以下のとおり、第一整備地区内の除草のため業務委託の契約を締結しました。作業期間中、皆様には何かとご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【委託名】 麻溝台・新磯野第一整備地区 除草業務委託

【作業内容】 事業地内における除草業務

【契約期間】 令和6年5月28日～令和6年12月16日

【作業予定】 契約期間内に3回の除草作業を予定しています。

【受注業者】 株式会社 境造園（現場代理人 田中）

電話 042 746 1729

【担当】 整備班（担当 磯崎） 電話 042-707-7184

第一整備地区（全域）が特別注視区域に指定されました

令和6年5月15日に「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和4年9月20日施行）」に基づき、第一整備地区（全域）が特別注視区域に指定されました。これにより、面積（建物の場合は各階の床面積の合計）が200㎡以上の土地及び建物について、所有権の移転等（賃貸借、相続は除く）を行う場合、契約の当事者から国へ事前の届出が必要となるため、右のQRコードから内閣府のホームページ

（<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/>）へアクセスいただくか、以下のコールセンターへお問い合わせいただき、届出の方法についてご確認ください。



なお、土地区画整理事業に伴う換地処分にあたり、同法に基づく国への事前の届出が必要となりますが、市にて対応するため、地権者による届出は不要です。

内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL：0570 001 125（平日9：30～17：30）

事業区域内の維持管理について

事業区域内の安全管理等のため職員によるパトロールを実施しています。令和6年（5月まで）の事業区域内の不法投棄物の回収状況については、以下のとおりです。

今後とも、事業区域内の適正な管理に努めます。



令和6年 事業区域内の不法投棄物回収件数

	令和6年					計
	1月	2月	3月	4月	5月	
施行者管理地	3件	4件	2件	0件	1件	10件

主な投棄物：石膏ボード、車の部品、チャイルドシート、一般ごみ など

権利者変動等に伴う届出について

引越し等による住所の変更や、土地区画整理事業区域内の土地の売買、相続等による所有権の変更があった場合は、市に対して届出をお願いします。

発行 相模原市 都市建設局 麻溝台・新磯野区画整理事務所

〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階

TEL：042-769-9254（事業計画・換地・補償に関すること）

TEL：042-707-7184（現場管理に関すること）

FAX：042-754-8490